（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）

第七条　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）の一部を、次のように改正する。

第十三条第一項の表第二号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、へをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	第五項に定める期間	

第十三条第四項中「ニ」を「ニ及びヘ」に、同条第五項中「へまで」を「トまで」に、同条第六項中「ニ」を「ニからヘまで」に、同条第七項中「チ及びリ」を「リ及びヌ」に改める。

第十五条第二項中「等」を「その他の」に改め、「範囲内において」の下に「緊急作業が必要と認められる期間、」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を第二種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者であること。

二　緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三　原子力規制委員会が定める場合にあっては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

第八条　核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）の一部を、次のように改正する。

第二十六条第一項の表第二号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、へをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	第五項に定める期間	

第二十六条第四項中「ニ」を「ニ及びヘ」に、同条第五項中「へまで」を「トまで」に、同条第六項中「ニ」を「ニからヘまで」に、同条第七項中「チ及びリ」を「リ及びヌ」に改める。

第二十八条第二項中「等」を「その他の」に改め、「範囲内において」の下に「緊急作業が必要と認められる期間、」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を廃棄物管理事業者に書面で申し出た者であること。

二　緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三　原子力規制委員会が定める場合にあっては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

（使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正）

第九条　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）の一部を、次のように改正する。

第二十七条第一項の表第三号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、へをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	第五項に定める期間	

第二十七条第四項中「ニ」を「ニ及びヘ」に、同条第五項中「へまで」を「トまで」に、同条第六項中「及びホ」を「からヘまで」に、同条第七項中「チ及びリ」を「リ及びヌ」に改める。

第三十条第二項中「等」を「その他の」に改め、「範囲内において」の下に「緊急作業が必要と認められる期間、」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を使用済燃料貯蔵事業者に書面で申し出た者であること。

二　緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三　原子力規制委員会が定める場合にあっては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

（研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第十条　研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第百二十二号）の一部を、次のように改正する。

第六十二条第一項の表第五号中ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、へをトとし、ホの次に次のように加える。

ヘ　放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	第五項に定める期間	

第六十二条第四項中「ニ」を「ニ及びヘ」に、同条第五項中「へまで」を「トまで」に、同条第六項中「及びホ」を「からヘまで」に、同条第七項中「チ及びリ」を「リ及びヌ」に改める。

第七十四条第二項中「等」を「その他の」に改め、「範囲内において」の下に「緊急作業が必要と認められる期間、」を加え、同項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を発電用原子炉設置者に書面で申し出た者であること。

二　緊急作業についての訓練を受けた者であること。

三　原子力規制委員会が定める場合にあっては、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号）第八条第三項に規定する原子力防災要員、同法第九条第一項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第三項に規定する副原子力防災管理者であること。

（核燃料物質の受託貯蔵に関する規則の一部改正）

第十一条　核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成十二年総理府令第百二十五号）の一部を、次のように改正する。

第四条第二項中「範囲内において」の下に「緊急作業が必要と認められる期間、」を、同項の次に次の一項を加える。

3　前項の規定により緊急作業に従事させることができる放射線業務従事者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一　緊急作業時の放射線の生体に与える影響及び放射線防護措置について教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を受託貯蔵者に書面で申し出た者であること。

二　緊急作業についての訓練を受けた者であること。